

大阪市自転車活用推進計画

(改定素案)

※ 主な追加・変更箇所について赤字で記載

1. 総論

- (1) 計画の目的
- (2) 計画の位置付け
- (3) 計画の区域と計画期間

2. 計画の目標

- (1) 目標設定の考え方
- (2) 目標と課題
- (3) 施策の方向性

3. 自転車活用推進施策

- (1) 幹線道路等における自転車ネットワークの形成
- (2) 路上駐車の抑制
- (3) 自転車駐輪対策
- (4) まちづくりと連携した総合的な取組の実施
- (5) 運動習慣の確立
- (6) サイクルスポーツの振興等に向けた公共空間の活用
- (7) 多様な楽しみ方ができる周遊・滞在都市の形成
- (8) 交通安全思想の普及徹底
- (9) 安全で快適な自転車通行環境の計画的な整備推進
- (10) 災害時における自転車活用の推進

4. 推進体制

- (1) 計画の推進体制
- (2) 計画のフォローアップ及び見直し

1. 総論

- (1) 計画の目的
- (2) 計画の位置付け
- (3) 計画の区域と計画期間

(1) 計画の目的

本市における自転車利用の現状

本市は地形が平坦で自転車が利用しやすい環境であり、昭和40年代に盛んになったバイコロジー(※)運動を受け、昭和48年に「サイクルアイランド構想」発表し、全国に先駆け、自転車歩行者道や自転車駐車場等の整備を進めてきた。

その結果として、本市では、身近な乗り物である自転車利用に対する市民ニーズが極めて高く、交通手段としての自転車分担率が政令市で最も高い。

(※)バイコロジーとは、バイク(自転車)とエコロジー(生態学)の合成語で、エネルギー効率などに優れた自転車を活用する活動

○自転車分担率の比較（通勤・通学時の利用交通手段）



平成22年国勢調査より

これまでの取組み

本市における交通手段として自転車の利用が多く、自転車事故や放置自転車などの喫緊の課題に対し、関連法規に基づき、安全対策を中心とした取組みを実施している。

これまでの取組み(3つの切り口から)[自転車利用環境の整備に関する今後の取組みの考え方(H24.3)]

①自転車で「はしる」

- ・自転車走行環境対策

自転車道の整備等に関する法律
(昭和45年法律第16号)

②自転車を「とめる」

- ・鉄道駅周辺の駐輪対策

自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
(昭和55年法律第87号)

③自転車を「きちんとつかう」

- ・自転車利用ルール教育

交通安全対策基本法
(昭和45年法律第110号)

自転車活用推進法の施行(平成29年5月1日)

基本理念

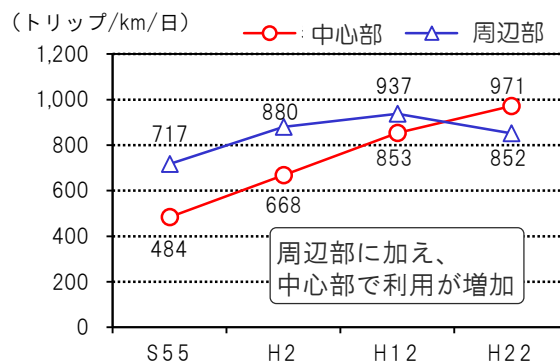
- ・二酸化炭素等を発生せず、災害において機動的
- ・自動車依存の低減により、健康増進・交通混雑の緩和等、経済的・社会的な効果
- ・交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- ・交通安全の確保

目的

- ・自転車の活用の推進に関する施策の基本となる事項を定める
- ・自転車の活用を総合的かつ計画的に推進

市民ニーズの高まり・拡がり

- ・もともと利用が盛んな周辺部に加え、中心部で利用が増加



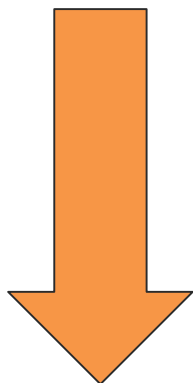
(道路延長あたりの自転車の発生集中量) [近畿圏PT調査より]

市民WS(H29)での主な意見

- ・自転車を利用しやすい環境を創出
- ・スポーツとしてのサイクルネットワークが必要
- ・自転車による観光利用促進
- ・放置自転車対策の継続が必要



市民ニーズ



本計画の目的

これまでの安全対策を中心とした取組みに加え、
自転車の活用推進施策の実施により、都市魅力の向上を図る。

(2) 計画の位置付け

- 本計画は、自転車活用推進法第11条の規定に基づく、市町村自転車活用推進計画とする。
- 本市自転車施策に関する最上位の基本計画として位置づけ、本計画には自転車活用推進の基本的な方針及び施策を記載し、各施策の詳細な実施計画は、必要に応じて別途策定する。
- 計画の内容としては、国の自転車活用推進計画等を勘案したうえで、本市既存計画との整合を図る。

◆自転車活用推進法（抄）

（市町村自転車活用推進計画）

第十一条 市町村（特別区を含む。次項において同じ。）は、自転車活用推進計画（都道府県自転車活用推進計画が定められているときは、自転車活用推進計画及び都道府県自転車活用推進計画）を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画（次項において「市町村自転車活用推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。



国の第2次自転車活用推進計画（2021.5策定）の概要

1. 総論

※ 関係団体等の意見聴取、計画の骨子に関するWEBアンケート（総回答数4,997）、パブリックコメント（総意見数69）を通じて幅広く意見を求めた上で策定。

（1）自転車活用推進計画の位置付け

自転車活用推進法に基づき策定する、我が国の自転車の活用の推進に関する基本計画

（2）計画期間

長期的な展望を視野に入れつつ、
令和7（2025）年度まで

（3）自転車を巡る現状及び課題

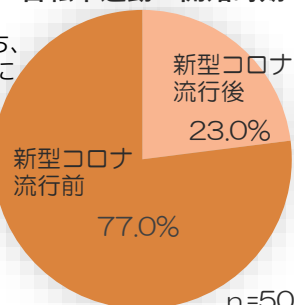
第1次計画からの社会情勢の変化等

コロナ禍における 生活様式・交通行動の変容

- コロナ禍で、**通勤・配達目的**等の自転車利用のニーズが高まっている。

自転車通勤の開始時期

都内の自転車通勤者のうち、
4人に1人がコロナ流行後に
自転車通勤を開始



（au損害保険（株）
R2.7アンケート調査より）

n=500

情報通信技術の発展

- 交通分野でも**デジタル化**が更に進展する可能性。
（複数の交通モードやまちづくりとの連携等）



高齢化等も踏まえた 「安全・安心」

- 健康や生きがいの観点から、**高齢者、障害者等にも対応**した様々な自転車の普及を更に進める必要。
- 配達目的等での自転車利用者が増加する中、**危険な運転を防止**するなど、安全の確保が課題。
- 自転車対歩行者の**高額賠償事故**が発生。
一方、保険加入促進について、都道府県等の取組も進展。

脱炭素社会の実現に向けた動き

新たな低速小型モビリティの登場
（自転車通行空間への影響）

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

施策	1. 地方公共団体における計画策定・施策実施の促進	●
	2. 自転車通行空間の計画的な整備の推進	●
	3. 路外駐車場等の整備や違法駐車取締りの推進等	●
	4. シェアサイクルの普及促進	●
	5. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進	●
	6. 情報通信技術の活用の推進	●
	7. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた取組の実施	●

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

施策	8. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進	●
	9. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出	●
	10. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進	●
	11. 自転車通勤等の促進	●
		●

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

施策	12. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致	●
	13. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出	●

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策	14. 高い安全性を備えた自転車の普及促進	●
	15. 多様な自転車の開発・普及の促進【新規】	●
	16. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進	●
	17. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や指導・取締りの重点的な実施	●
	18. 学校等における交通安全教室の開催等の推進	●
	19. 地方公共団体における計画策定・施策実施の促進(再掲)	●
	20. 自転車通行空間の計画的な整備の推進(再掲)	●
	21. 災害時における自転車の活用の推進	●
	22. 損害賠償責任保険等への加入促進【新規】	●
		●
		●
		●

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

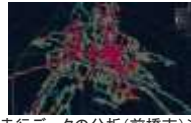
第1次計画からの主な強化措置

- 地域の「自転車活用推進計画」策定の支援に加え、以下に取り組む。
 - ・計画の質の向上（ネットワーク路線の計画への位置付け等）
 - ・計画に基づく取組の実施のフォロー（整備事例の効果分析）等
- 安全で快適な自転車通行空間の創出のため、**都市部を中心に計画策定し整備を推進。**
（利用者の多様性、将来に渡る使われ方等に留意しガイドラインも見直し）



＜自転車の走行性に配慮した排水構造の例＞

- 自転車利用環境の向上等のため、情報通信技術の活用を強化。
 - ・データを活用した計画策定への支援
 - ・自転車通行空間の整備状況等のオープンデータ化による経路検索等への活用
 - ・シェアサイクルへのMaaSやAIの活用 等



＜自転車走行データの分析(前橋市)＞

- 企業の自転車通勤のための環境整備を更に推進。
 - ・「自転車通勤導入に関する手引き」の見直し
 - ・環境整備のための支援策の具体化 等



＜企業の駐輪スペースの設置＞【出展:国土交通省】

- サイクリング拠点やコンテンツ等の充実を図る。
 - ・商業施設（コンビニ等）等と連携した受入サービスの充実
 - ・サイクルツーリズムを含む体験型・滞在型コンテンツの推進
 - ・マウンテンバイクのコース整備や森林の保全管理等の推進
- サイクリングルートの持続的な磨き上げを実施。
（ナショナルサイクルルート等の整備、JNTOサイト等を活用した情報発信）



＜森林でのMTB走行＞【出展:林野庁】

- 高齢者、障害者等も含め、**身体に合った多様な自転車の開発・普及を促進。**
- 身体に合った自転車選びをアドバイスする人材を通じ、適切な自転車購入を支援。



＜三輪アシスト自転車研究＞【出展:東北大学平田研究室】

- 交通安全の啓発の対象・機会について、以下を新たに計画に明記し推進。
 - ・対象：**配達員や自動車運転者を含む道路利用者全体、**
（小学校以上の学校教育に加え）**未就学児やその保護者**
 - ・機会：**自転車購入時等、自動車運転免許更新時講習（高齢者講習）**

- 条例策定支援のほか、**自転車販売店等**を通じて保険加入を促進。

持続可能な社会の実現に向け、自転車の活用の推進を一層図る

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 関係者の連携・協力
- 計画のフォローアップと見直し
- 調査・研究、広報活動等
- 等

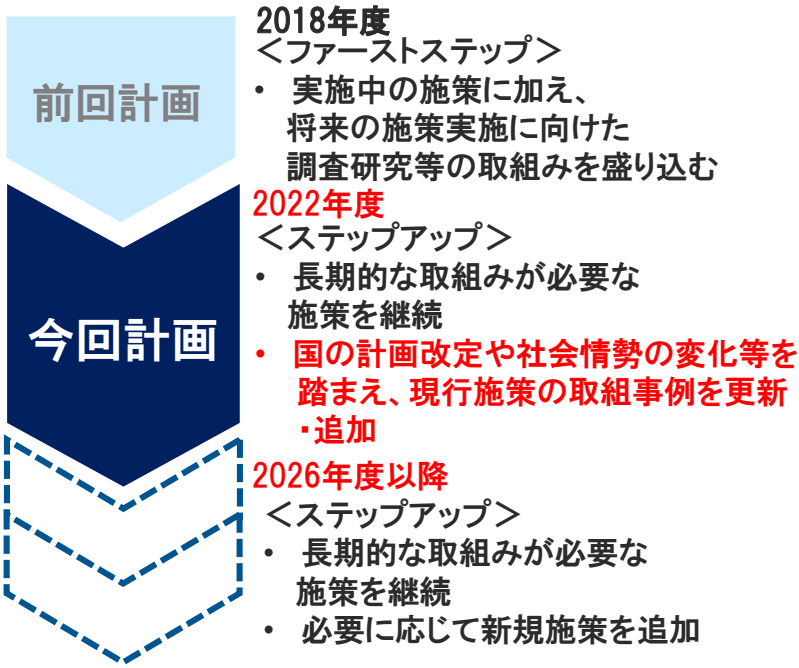
(3) 計画の区域と計画期間

計画の区域

- 大阪市域全域とする。
(広域への波及も考慮し、大阪府や近隣の市町村と緊密な連携を図る。)

計画期間

- 長期的な展望を視野に入れつつ、**2025年度まで**とする。
- ◆ 今回計画の期間としては、国の計画などを勘案し、**2025年度まで**とする。
- ◆ 施策によっては、継続的な取組みが必要であり、長期的な視点に立った計画とする。



自転車の活用推進による都市魅力の向上

国の計画	計画期間(年度)
第2次自転車活用推進計画	2025まで

本市の関連する既存計画	計画期間(年度)
第11次大阪市交通安全計画(市民局)	2021～2025
大阪都市魅力創造戦略2025(経済戦略局)	2021～2025
地球温暖化対策実行計画[区域施策編](環境局)	2021～2030
自転車通行環境整備計画(建設局)	2016～2025
第2期スポーツ振興計画(経済戦略局)	2022～2026
健康増進計画(健康局)	2018～2023
地域防災計画(危機管理室)	—
駐車基本計画(計画調整局)	—